

保証期間変更に関する覚書

盛岡市（以下「甲」という。）と東日本建設業保証株式会社（以下「乙」という。）は、下記事項について同意することを確認し、本覚書の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

記

第1条 東日本建設業保証株式会社前払金保証約款第7条の2第1項及び第2項の規定に該当する場合は、工期の変更に応じて保証期間は変更されるものとし、乙がその変更があったことを証する書面を原則として発行しないことに同意する。

第2条 東日本建設業保証株式会社前払金保証約款特則の2第2条第1項第2号に該当する場合は、工期の変更に応じて保証期間は変更されるものとし、乙がその変更があったことを証する書面を原則として発行しないことに同意する。

第3条 乙は、前2条の場合においては、責任をもってその変更後の保証期間の末日まで保証責任を負うものとし、甲が必要とするときには、直ちに当該変更があったことを証する書面を発行するものとする。

第4条 前3条の取扱いは、平成25年5月1日以降に第1条又は第2条に規定する保証契約に係る保証期間の変更を行うものから適用する。

平成25年4月25日

甲 盛岡市

盛岡市長 谷 藤 裕 明



乙

岩手県盛岡市公證印 17-9

東日本建設業保証株式会社

岩手支店長 高橋秀明



保証期間変更に関する覚書

盛岡市（以下「甲」という。）と東日本建設業保証株式会社（以下「乙」という。）は、下記事項について同意することを確認し、本覚書の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

記

第1条 東日本建設業保証株式会社前払金保証約款第7条の2第1項及び第2項の規定に該当する場合は、工期の変更に応じて保証期間は変更されるものとし、乙がその変更があったことを証する書面を原則として発行しないことに同意する。

第2条 東日本建設業保証株式会社前払金保証約款特則の2第2条第1項第2号に該当する場合は、工期の変更に応じて保証期間は変更されるものとし、乙がその変更があったことを証する書面を原則として発行しないことに同意する。

第3条 乙は、前2条の場合においては、責任をもってその変更後の保証期間の末日まで保証責任を負うものとし、甲が必要とするときには、直ちに当該変更があったことを証する書面を発行するものとする。

第4条 前3条の取扱いは、平成25年5月1日以降に第1条又は第2条に規定する保証契約に係る保証期間の変更を行うものから適用する。

平成25年4月25日

甲 盛岡市

盛岡市上下水道事業管理者

平野 耕一郎



乙

岩手県盛岡市樋尾町7-9

東日本建設業保証株式会社

岩手支店長高橋秀明

